１．介護保険における住宅改修とは

□ 介護を必要とする方が安全に生活できるように行う、比較的小規模な改修を指します。〔介護保険法第４５条、第５７条〕

対象となる住宅改修工事	
種　　類	内　　容
① 手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防や移動動作を補助することを目的として壁など固定された面に設置する改修。なお、付加的な機能については対象外です。 ※トイレの紙巻器付きの棚手すり等。必要な場合は手すり（対象部分）と棚（対象外部分）の見積り金額を按分してください。
② 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床段差や、玄関から道路までの通路等の段差を解消することを目的とした改修。 ※段差解消と合わせて、玄関アプローチ等をコンクリート敷き等にする場合、対象となるのは幅員が 120cm までとします。
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷きから板製床材等、浴室においては床材を滑りにくい材質への変更、通路面においては滑りにくい舗装材等へ変更する改修。 ※玄関アプローチ等をコンクリート敷き等にする場合に対象となるのは幅員が 120cm までとします。
④ 引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸・折戸等への取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等、扉を撤去する等の改修、引き戸等の新設（※）。 ※引き戸等の新設により、扉の位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合。
⑤ 洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取替え、便器の位置・向きの変更等の工事。
⑥ その他①～⑤の工事に必要な付帯工事	・手すりの取り付け 手すり取り付けのための下地補強 ・段差の解消 浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事 ・床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ・扉の取替え 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ・便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

２．申請の手順

準備　被保険者は、介護支援専門員等と連絡を取り住宅改修事業者を交え、改修内容・関係手続き・工事費用の支払方法等の打ち合わせをする。

事前申請（工事の前に「事前申請」が必要です！）

必要書類

① 郡山市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費給付券交付申請書兼事前申請書
② 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成）【Ｐ５、６を参照】
③ 改修前の写真（撮影日の入ったもの）【Ｐ３を参照】
④ 見積書（被保険者あてのもの）、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分し、必要に応じて見積りの算出方法を明示してください。
また、できる限り部品のカタログ写しを添付するようお願いします。
⑤ 住宅所有者の承諾書（住宅所有者が被保険者と異なる場合）
⑥ 委任状（代理受領の場合）
⑦ 住宅の見取り図（必要に応じて展開図も）

※事前申請がなく着工した工事は、保険給付の支給対象外となります。
※承諾書と委任状にスタンプ印（シャチハタ等）は使えません。
訂正の場合、修正液は使えませんので押印と同じ印で訂正してください。

郡山市から「給付券兼事前申請承認書」が交付されます

改修内容に変更が生じた場合は、着工前に変更申請が必要です。

① 給付券変更申請書
② 発行された給付券兼事前申請承認書
③ 新しい見積書

※変更内容によっては理由書や写真が必要です。

着工・工事完了・支払い

被保険者は、工事代金について、償還払いの場合は全額、代理受領の場合は自己負担分を住宅改修事業者に支払います。**給付券に記載されてある給付予定額は、交付時の負担割合に基づきます。工事完了後は必ず負担割合証を確認し、領収書記載日時点での負担割合に基づき領収してください。**

支給申請

必要書類

① 郡山市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

② 領収証の原本（被保険者あてのもの。）
※支給決定通知の際に、被保険者へ返却します。

③ 改修後の写真
※撮影日の入ったもので、改修箇所の全容が分かるもの。改修箇所の範囲が広い場合は複数枚写真を添付してください。改修箇所の全体が確認できないものは不可とします。

④ 郡山市介護保険居宅介護（介護予防）給付券兼事前申請承認書（工事完了届）

支給決定

支給決定後、支給申請の際指定した口座（支給申請書に記載）へ入金されます。
※市から被保険者あてに支給決定の通知をします。受領委任払いの場合は、住宅改修事業者にも通知します。

3．事前・支給申請における写真について

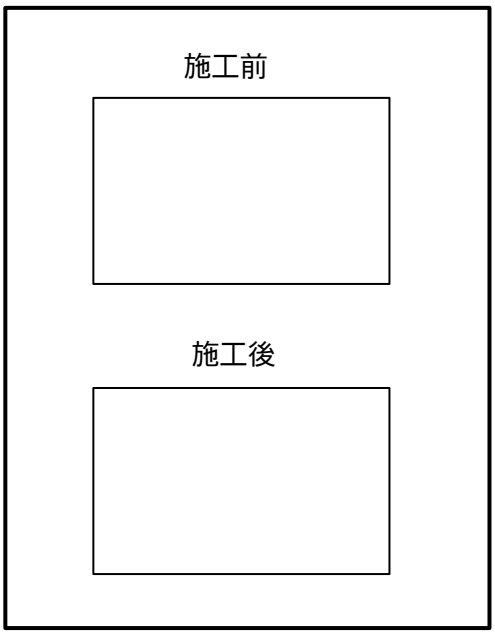

（図１）

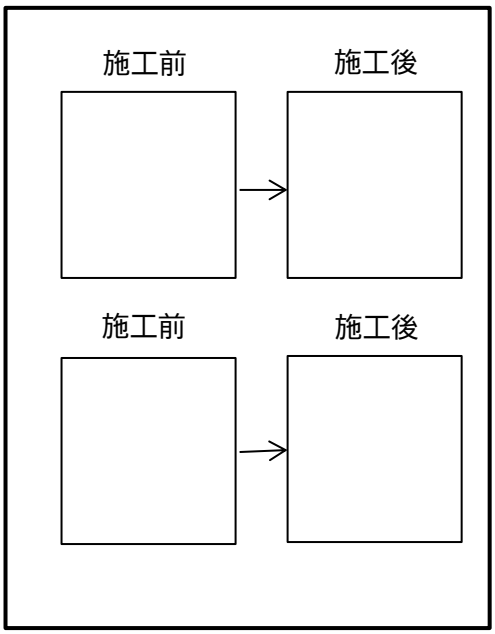

（図２）

① 写真はＡ４の用紙に２枚または４枚を基本とします。（図１、図２参照）

② 事前申請時は写真を「施工前」の位置に貼ってください。（図１、図２参照）

③ 施工前後の写真はそれぞれ角度を揃えて、施工箇所がよく分かるように撮影してください。

④ 撮影日が確認できるように日付機能を表示させるか紙やボードに撮影日を記入したものを写り込ませてください。

⑤ 写真には施工箇所を明示してください。
※例えば施工箇所を撮影する際にマスキングテープ等を活用することにより、利用者と住宅改修事業者の間で工事内容を再確認する効果も期待できます。

⑥ 段差の解消の場合は段差の高低が分かるように物差し等を当て撮影してください。

４．住宅改修に関する注意点

●支給限度額

上限２０万円までの改修工事費用の９割（もしくは８割：平成２７年８月１日より）

●自分で改修を行う場合

被保険者（または家族）が改修を行う場合は、改修のための材料費が支給対象となります。

●新築・増築の場合

新築・増築の場合は支給対象となりません。
増築と同時に既存居室への手すり取付け等も行う場合は、既存居室の改修部分のみが支給対象となります（増築部分は支給対象外）。

●退院・退所に向けた改修について

医療機関入院中・介護保険施設入所中で、退院・退所に向けて住宅を改修したい場合は、退院・退所の日がある程度決まっている方についてのみ事前申請を受け付けます。入院・入所中に事前申請を行い、事前申請承認後に着工し、支給申請は退院・退所後となります。なお、支払方法は原則償還払いです。
※退院・退所しなかった場合や、退院・退所したときに状態が変化していて改修の効果がなかった場合等は、支給対象外となります。

●認定申請中の改修について

介護認定申請中の方が住宅を改修したい場合も、事前申請を行い、事前申請承認後に着工となります。支払方法は原則償還払いです。
※認定結果が非該当となった場合は、支給対象外となります。

●対象となる住宅について

被保険者が実際に居住している住民票上の住宅（被保険者証に記載されている住所）となります。介護支援専門員や住宅改修事業者の方は、申請の際に、改修する予定の住宅と住民票上の住所の確認をお願いします。

●支給可能額算定の例外に関する取り扱い（３段階リセットの例外、転居リセットの例外）

・要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合は、再度支給限度額が２０万円となります。
・転居した場合は、転居後の住宅について再度支給限度額が２０万円となります。

※別添、国通知「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」参照。

住宅改修が必要な理由書（その1）　（記載例）

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	年齢	92歳	生年月日	明治 大正 昭和	12年5月5日	性別	男・女		
	被保険者氏名	郡山　太郎	要介護認定	要支援	要介護						
			（該当に○）	1・2	1・2・3・4・5						
	住　所	郡山市朝日一丁目○番○号									

住民票上の住所と改修予定物件の所在地に差異がないかどうか確認してください。

作成者	現地確認日	平成27年6月12日	作成日	平成27年7月1日	
	所属事業所	あさひ居宅介護支援事業所			
	資格（作成者が介護支援専門員でないとき）				
	氏　名	○ ○　　○ ○			
	連 絡 先	024－9△△△-××××			

保険者	確認日	平成　年　月　日	評価欄	
	氏名			

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	前年7月に屋外で転倒し、左大腿骨を骨折する。処置後は老人保健施設でリハビリに励み、本年1月に退所し自宅に戻る。しかし左下肢の動かしにくさの障害が残り、自宅においても壁に手を付きながらゆっくり移動するなどしており、バランスを崩して躓くことがある。
介護状況	独居だが近所に住んでいる長女が定期的に介護に訪れている。本人は自力で排泄や入浴を行いたいという強い希望があり、ふらつきつつも自宅内を壁や家具づたいに移動している。長女は本人が移動するときには目を離さないようにしている。
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	長女の定期的な訪問により独居を続けられてはいるが、一人で自宅にいる間のトイレや部屋の移動を安全に行い、本人や長女の身体的・心理的負担を軽減したい。屋内の移動経路上やトイレ内に手すりを設けたり、段差の間にスロープを設置することで、安全に移動が行えるようになり、自立した生活を送ることができるようになる。

生活動作に関する身体状況を記述する。屋内、もしくは屋外の移動方法（例：歩行器使用、車椅子、つたい歩き、介助者が支えている等）を詳しく記載する。

居宅サービスだけでなく、自宅内でどのような介護を受けているのかを記載する。

現在の住宅の状況を住宅改修をすることでどのように変えたいのかを記載する。それによって日常生活をどのように変えていきたいのかも記載する。具体的な改修箇所等については住宅改修が必要な理由書（その2）に記載する。

現在の福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定をチェックする。

福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定	改修前	改修後
○ 車いす（車いす付属品を含む）	□	□
○ 特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	□	□
○ 床ずれ防止用具	□	□
○ 体位変換器	□	□
○ 手すり	□	□
○ スロープ	□	□
○ 歩行器	□	□
○ 歩行補助つえ	□	■
○ 認知症老人徘徊感知機器	□	□
○ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	□	□
○ 腰掛便座	□	□
○ 特殊尿器	□	□
○ 入浴補助用具	□	□
○ 簡易浴槽	□	□
	□	□
	□	□

住宅改修が必要な理由書 （その2）

＜その1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具合的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

活動	①改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的困難な状況（・・・なので・・困っている）を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（・・・することで・・が改善できる）を記入してください		④ 改修項目（改修箇所）
排泄	■ トイレまでの移動 □ トイレ出入口の出入 （扉の開閉を含む） ■ 便器からの立ち座り（移乗を含む） □ 衣服の着脱 □ 排泄時の姿勢保持 □ 後始末 □ その他（　　）	居室からトイレまでの移動経路上に掴まる場所がないため、時々転倒してしまう。 便器から立ち上がる時、紙巻器に掴まることがあるので不安定である。	□ できなかったことをできるようにする ■ 転倒等の防止、安全の確保 ■ 動作容易性の確保 ■ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他（　　）	横型の手すりを取り付けることで、安全にトイレまで移動することができる。またトイレ内においては自力で立ち上がることができ、自立した生活が送ることができる。	■ 手すりの取り付け （居室からトイレまでの廊下　横型　2カ所） （　トイレ内　便器横　1カ所　L字型　） （　　） （　　）
入浴	□ 浴室までの移動 □ 衣服の着脱 ■ 浴室出入口の出入 （扉の開閉を含む） □ 浴室内での移動（立ち座りを含む） □ 洗い場での姿勢保持 （洗体・洗髪を含む） □ 浴槽の出入（立ち座りを含む） □ 浴槽内での姿勢保持 □ その他（　　）	脱衣室と廊下の間に段差があるため、（脱衣室側が4センチほど低い）つまづき易い。 生活動作が具体的にどのように困難なのかを記載する。また介護者がどのような介助をし、それがどのように困難なのかを記載する。	□ できなかったことをできるようにする ■ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作容易性の確保 ■ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他（　　）	段差の間にスロープを設置することでつまづきによる転倒が予防でき、安全に移動ができる。 困難な状況を改善するためにどのような改修をするのか、改修の方針を記載する。	■ 段差の解消 （ 脱衣室と廊下の間にスロープを設置　） （　　） 工事個所や形状等を具体的に記載する。 （　　） （　　）
外出	□ 出入口までの屋内移動 □ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着脱 □ 履物の着脱 □ 出入口の出入 （扉の開閉を含む） □ 出入口から敷地外までの屋外移動 □ その他（　　）		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他（　　）		□ 引き戸等への扉の取替え （　　） （　　） □ 便器の取替え （　　）
その他の動作（行為）	排泄、入浴、外出以外の生活動作（行為）について記載する。 （例）洗濯：洗濯機から物干し場までの移動　など		できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他（　　）		（　　） □ 滑り防止のための床材の変更 （　　） （　　） □ その他 （ 必要に応じて付帯工事について記載する。